

大阪府警察職員の育児休業等の実施手続等に関する要綱の制定について（概要）

制定 平成17年12月28日

例規（務）第127号

この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）に定めるもののほか、大阪府警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の実施手続等に関し必要な事項を定めたもので、

- 育児休業の請求手続に関する事
- 育児休業の承認等に関する事
- 育児短時間勤務の請求手続に関する事
- 育児短時間勤務の承認等に関する事
- 部分休業の請求手続に関する事
- 部分休業の承認等に関する事

などの項目からなっている。